

# 令和7年第7回教育委員会定例会次第

開催日時 令和7年7月17日（木）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

## 1 議 題

- (1) 令和7年度教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について
- (2) 令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について

## 2 報 告

- (1) 令和7年第3回市議会定例会について

## 議題1 令和7年度教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するもの。

## 議題2 令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について

令和8年度に使用する小中学校の教科用図書を採択するもの。

## 愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

## 記

## ○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

## ○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から10の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について  
市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について  
市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、8の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(附属中学校)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。令和8年度に開校する県立附属中学校については、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

6 県立中学校(夜間中学)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和8年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

7 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

9 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

10 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

## 令和 8 年度使用小学校教科用図書について

| 種 目 | 選定替えの有無 | 選定発行者名 | 従来の発行者名 |
|-----|---------|--------|---------|
| 国 語 | 無       | 光村図書出版 | 光村図書出版  |
| 書 写 | 無       | 教育出版   | 教育出版    |
| 社 会 | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 地 図 | 無       | 帝国書院   | 帝国書院    |
| 算 数 | 無       | 啓林館    | 啓林館     |
| 理 科 | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 生 活 | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 音 楽 | 無       | 教育出版   | 教育出版    |
| 図 工 | 無       | 日本文教出版 | 日本文教出版  |
| 家 庭 | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 保 健 | 無       | 大日本図書  | 大日本図書   |
| 英 語 | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 道 徳 | 無       | 光村図書出版 | 光村図書出版  |

## 令和 8 年度使用中学校教科用図書について

| 種 目    | 選定替えの有無 | 選定発行者名 | 従来の発行者名 |
|--------|---------|--------|---------|
| 国 語    | 無       | 光村図書出版 | 光村図書出版  |
| 書 写    | 無       | 光村図書出版 | 光村図書出版  |
| 社会（地理） | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 社会（歴史） | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 社会（公民） | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 地 図    | 無       | 帝国書院   | 帝国書院    |
| 数 学    | 無       | 啓林館    | 啓林館     |
| 理 科    | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 音楽（一般） | 無       | 教育芸術社  | 教育芸術社   |
| 音楽（器楽） | 無       | 教育出版   | 教育出版    |
| 美 術    | 無       | 光村図書出版 | 光村図書出版  |
| 保健体育   | 無       | 大日本図書  | 大日本図書   |
| 技術分野   | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 家庭分野   | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 外 国 語  | 無       | 東京書籍   | 東京書籍    |
| 道 徳    | 無       | 教育出版   | 教育出版    |

## 報告1 令和7年第3回市議会定例会について

## 令和 7 年第 3 回市議会定例会について

### 令和 7 年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 978,000 千円

- |   |                   |            |
|---|-------------------|------------|
| 1 | 校舎等小工事（小学校）       | 99,000 千円  |
|   | 体育館等空調機設置工事実施設計業務 |            |
| 2 | 校舎等小工事（中学校）       | 879,000 千円 |
|   | 体育館空調機設置工事        | 840,000 千円 |
|   | 配膳室空調機設置工事        | 39,000 千円  |

### 令和 7 年度一般議案【原案可決】

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| 1 | 白山小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について    |
|   | 契約金額          1,511,573,800 円 |
|   | 契約の相手方    名古屋市昭和区緑町一丁目 10 番地  |
|   | 株式会社前田工務店                     |
| 2 | 白山小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について    |
|   | 契約金額          257,202,000 円   |
|   | 契約の相手方    春日井市神屋町字森 642 番地    |
|   | 株式会社昭電設備                      |
| 3 | 白山小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について    |
|   | 契約金額          403,616,400 円   |
|   | 契約の相手方    春日井市大泉寺町 429 番地 1   |
|   | 株式会社 S u n   a i r            |



■ 一般質問 ■

| 質問事項                                                    | 質問要旨                                                                                                                                                                                                               | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |     |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|---------|-------|-------|
| 1 長期休暇中における子どもの居場所づくりについて                               | (1) サマー・スクールかすがいの事業の目的と、直近3年間の募集人数と申込者数、当選人数、落選人数について問う。                                                                                                                                                           | <p>(1) サマー・スクールかすがいは、夏季休暇中に、子どもたちが様々な体験を通じて質の高い時間を、自宅以外で安心して過ごすことができる居場所を提供することを目的としている。</p> <p>夏季休暇中は、保護者の就労や傷病、介護などの事情により、児童のみで一日を過ごさなければならぬ状況が発生しやすい期間である。</p> <p>子どもの家では、施設によっては新たな受け入れができず、また、放課後なかよし教室も開設していないことから、サマー・スクールかすがいは、その対応としての役割もある。申込みは、毎年、定員を上回っており、前年度までの利用実績を踏まえて定員以上の受け入れを行っているが、さらに上回る場合は、保護者の事情を考慮して抽選で当選者を決定している。</p> <p>＜申込状況＞ 実施校：10校（定員 550人）</p> <table><tr><th></th><th>申込者</th><th>当選者</th><th>落選者</th></tr><tr><td>R 4</td><td>797 人</td><td>600 人</td><td>197 人</td></tr><tr><td>R 5</td><td>905 人</td><td>738 人</td><td>167 人</td></tr><tr><td>R 6</td><td>967 人</td><td>831 人</td><td>136 人</td></tr><tr><td>R 7</td><td>1,101 人</td><td>900 人</td><td>201 人</td></tr></table> |       | 申込者 | 当選者 | 落選者 | R 4 | 797 人 | 600 人 | 197 人 | R 5 | 905 人 | 738 人 | 167 人 | R 6 | 967 人 | 831 人 | 136 人 | R 7 | 1,101 人 | 900 人 | 201 人 |
|                                                         |                                                                                                                                                                                                                    | 申込者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 当選者   | 落選者 |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |
| R 4                                                     | 797 人                                                                                                                                                                                                              | 600 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 197 人 |     |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |
| R 5                                                     | 905 人                                                                                                                                                                                                              | 738 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 167 人 |     |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |
| R 6                                                     | 967 人                                                                                                                                                                                                              | 831 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 136 人 |     |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |
| R 7                                                     | 1,101 人                                                                                                                                                                                                            | 900 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 201 人 |     |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |
| (2) サマー・スクールかすがいを 37 校に増やしてほしいが、新たに開設するための障害はどんなことかを問う。 | (2) サマー・スクールかすがいについては、事業開始当初から、ニーズが多い地域において実施することとしている。 <p>こうした中、落選者が一定数いることから、令和7年度からの実施校を増やす調整をしていた。しかしながら、従事スタッフは、1校で1日あたり延べ10人が必要だが、教員や保育士の資格を持っている方や、学童での従事経験がある方が望ましく、その確保が困難であったため、実施校を増やすことができない状況である。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |
| 2 ギャンブル依存症対策について                                        | (1) ギャンブル依存症の対象者が若年化しており、スマホの広告からオンラインカジノにつながるもののリスクがあるなど、小中学生にも啓発する必要があると考えるが、現在の取組について問う。                                                                                                                        | <p>(1) 各学校においては、現在のところ、ギャンブル依存症に特化した授業などは行っていないが、子どもたちがインターネットの特性や危険性などを理解し、正しく活用するための的確な判断ができるように、情報モラル教育に取り組んでいるところである。</p> <p>また、令和6年5月に、文部科学省からの「オンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について」の通知を受け、各学校へはその</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |     |     |     |     |       |       |       |     |       |       |       |     |       |       |       |     |         |       |       |

| 質問事項                        | 質問要旨                                                                                                                              | 答弁要旨                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                                                                                                                                   | 内容を周知したが、令和7年6月18日に「ギャンブル等依存症対策基本法」の改正法案が成立したことから、各学校において啓発チラシを掲示し、児童生徒へ周知していく。                                                                                                    |
| 3 義務教育の費用負担を軽減することについて      | (1) 春日井市立の小中学校で、保護者が負担する必要がある学用品はどのようなものがあるかを問う。                                                                                  | (1) 現在、保護者に負担していただいている学用品は、ランドセルや制服、カバン、体操服、上履きのほか、各教科や特別活動の学習に必要な教材などである。                                                                                                         |
|                             | (2) 品川区では、学用品を無償化するとの報道があったが、本市においても、学用品を無償化する考えについて問う。                                                                           | (2) 学用品に必要な費用については、経済的に困窮している世帯には就学援助費を、また、特別支援学級に在籍する児童生徒がいる世帯には特別支援教育就学奨励費を支給して負担の軽減を図っており、現在のところ、すべての世帯を対象とした学用品の無償化は考えていない。                                                    |
|                             | (3) 給食費の負担軽減を進める考えについて問う。                                                                                                         | (3) 学校給食費の負担軽減については、就学援助制度において 無償となる対象世帯の拡大や、給食費値上げ分の公費負担、春日井市立の小中学校に通う3人目以降の無償化を行っている。学校給食費の無償化については、現在、国において検討が進められており、引き続きその動向を注視し、今後の本市の対応を考えていく。                              |
| 4 物価高及び米の価格高騰下における本市の対応について | (1) 物価高及び米の価格が高騰している状況において、給食用の米の確保に関する本市の対応について問う。                                                                               | (1) 学校給食については、本市は、公益財団法人愛知県学校給食会と米飯の供給についての年間契約を締結している。この愛知県学校給食会は、愛知県内のJAから、令和6年度又は7年度の愛知県産の米を確保しており、本市へは米飯が安定して供給されている。                                                          |
|                             | (2) 給食の質の確保について心配されている保護者も多いと思うが、子どもたちの栄養バランスと量を確保することが重要と認識する学校給食において、どのように取り組まれているのかについて問う。また、子どもたちが食を楽しむことができるような給食を提供しているか問う。 | (2) 学校給食については、国が定める基準において、学年に応じて、望ましいエネルギー量や栄養素の摂取量が示されている。<br>物価高により様々な食材が値上がりしているが、比較的安価な食材を使用するなど献立を工夫し、国の基準に基づいた給食を提供している。また、季節ごとに旬の食材を取り入れたり、味付けをアレンジしたりするなど、魅力ある給食の提供に努めている。 |

| 質問事項        | 質問要旨                                                                                                | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | (3) どのような内容の給食が提供されているかを、保護者を始めとした市民の皆様に、どうお知らせしているのかについて問う。                                        | (3) 学校給食の内容については、使用する食材を栄養素ごとに表示した献立表を保護者に配信するとともに、春日井市食育推進給食会のホームページに掲載している。<br>献立表については、市ホームページにも掲載している。また、食育推進給食会のホームページには、提供した給食の写真も掲載している。                                                                                           |
|             | (4) 福岡市の小学校給食で、ホームページに掲載された給食の写真について、「少なすぎる」「寂しい」とX（エックス）で話題となったとの報道があったが、本市の給食について同様の問い合わせ等があるか問う。 | (4) 本市の給食について、春日井市食育推進給食会のホームページに掲載された写真を見た保護者などから、福岡市と同様の問い合わせを受けたことは、現在のところない。                                                                                                                                                          |
| 5 給食の時間について | (1) 小学校の給食について、給食の時間の基準などの状況を問う。                                                                    | (1) 給食の時間などの時間割りについては、各学校において、それぞれの実情にあわせて決めているが、愛知県が発行している「学校給食の管理と指導」では、小学校の給食の時間は、準備が15分、会食が25分、後片付けが10分の合計50分以上を設定することが望ましいとされている。<br>給食の時間は各学校で決めており、小学校37校のうち、給食の時間を40分としている小学校が2校、45分が31校、50分が4校である。また、会食の時間については、28校で25分を確保できている。 |
|             | (2) 時間内に食べきれない子に対して、どのような対応をしているか。また、時間内に食べきれるように、どのような指導、工夫をしているかを問う。                              | (2) 最後まで食べたい子には、給食の時間における後片付けの時間も使って、食べてよいこととしている。また、できる限り時間内に食べることができるよう、各学校では、給食の準備にかかる時間を工夫して短くしたり、会食時間中に集中して食べる時間を設けたりするなどの取組を行っているところである。                                                                                            |
|             | (3) 会食時間が短く食べきれないという声があるため、5分でもよいので、会食時間を長くすることについての考えを問う。                                          | (3) 会食の時間として25分を確保していない学校においては、25分を確保するように努めていく。また、子どもたちが時間内に食べることができるよう、各学校が行っている工夫や取組について、全校で共有していく。                                                                                                                                    |

| 質問事項                           | 質問要旨                                                                                              | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | (4) 配膳時間などを短縮する工夫について問う。                                                                          | (4) 小学校では、給食の時間までに、配膳員が食缶や食器などを各教室の前まで運搬するとともに、後片付けについても、配膳員が各教室の前から回収を行っており、給食の時間における準備や後片付けに必要な時間の短縮につながっている。                                                                                                                    |
|                                | (5) 小学校での食器や食缶などの運搬について、特にクラス数の多い大規模校では時間が掛かり、最初に配られたクラスの食缶が教室前に長時間置きっぱなしになるなど、衛生的に問題になることはないか問う。 | (5) 食缶や食器などの運搬については、クラス数に応じた人数の配膳員を配置することにより、給食の時間に合わせて各クラスに届けるようにしている。<br>国の学校給食衛生管理基準では、調理後2時間以内に食べられるように努めることとされており、この基準に基づき、安全安心な給食の提供を行っている。                                                                                  |
| 6 教育をコンセプトにしたシティプロモーションの推進について | (1) リーディングDXスクール事業など、本市のICT教育の取組が高く評価されているが、これまでにどのような表彰を受けているかを問う。                               | (1) ICT教育に関する表彰については、日本教育工学協会から、平成29年度と令和4年度に出川小学校が、また、5年度に高森台中学校が、学校情報化先進校として表彰を受けている。<br>さらに、全国ICT教育首長協議会が主催する日本ICT教育アワードでは、令和5年度に全国ICT教育首長協議会会長賞を、また、6年度に文部科学大臣賞を受賞している。                                                        |
|                                | (2) 全国からの視察も多いと聞いが、過去3年間にどのくらいの人数の視察を受け入れたかを問う。                                                   | (2) 令和4年度は、全日本教育工学研究協議会の全国大会を開催し、約1,200人の参加があり、ICTを活用した教育に先進的に取り組んでいた6校での視察受け入れと合わせ、2,000人以上を受け入れている。5年度は、リーディングDXスクール事業の指定校などの9校で1,000人以上の視察を受け入れた。6年度では、高森台中学校と出川小学校で研究発表を開催し、約800人の参加があり、指定校などの9校での視察受け入れと合わせ、2,000人以上を受け入れている。 |
|                                | (3) リーディングDXスクール事業の取組について、指定校の出川小学校は指定校でない南城中学校へ進学することになる。南城中学校でのICT教育の取組の状況について問う。               | (3) 南城中学校は、出川小学校のほか、神領小学校や北城小学校、篠原小学校の4校からの進学先である。南城中学校に入学した当初は、リーディングDXスクール事業などにより、進んだ情報活用能力を身に着けた出川小学校出身の生徒には、情報収集や整理・分析の能力、タイピングの速さに優れた様子が見られ、他の小学校出身の生徒に教える光景も見られる。                                                            |

| 質問事項                       | 質問要旨                                                                | 答弁要旨                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |                                                                     | <p>しかしながら、しばらくすると、他の小学校出身の生徒は、出川小学校出身の生徒とともに、高い水準で切磋琢磨し合い、両者の差は見られなくなっている。</p> <p>出川小学校は、リーディングDXスクール事業の指定校として、全国でも先進的な取組を行っている。南城中学校は、指定校ではないが、子どもたちが身に付けた高い情報活用能力を活かして、授業や特別活動、総合的な学習などにおいて、ICTの効果的な活用を進めているところである。</p> |
| 7 エネルギーコストや災害を考慮した設備整備について | (1) 小中学校体育館の空調機整備にあたり、断熱対策をどのようにするのかを問う。                            | (1) 断熱対策については、窓ガラスへの遮熱フィルムの施工又は遮熱カーテンの設置のほか、体育館の側面にある金属製の扉への遮熱塗料の塗布やパッキンなどによる隙間埋めを実施する。                                                                                                                                   |
|                            | (2) 体育館利用の時間割りを工夫して、無駄な空調機の運用にならないようにするなど、ランニングコストを抑える方法についての考えを問う。 | (2) 各学校の時間割りにについては、様々な観点から編成されており、体育館の利用の観点のみから編成することは困難だが、空調機の運用にあたっては、各学校と協力しながら、カーテンの適切な利用や既設の送風機との併用など、省エネルギーにも配慮した効率的な利用となるように検討を進めていく。                                                                              |